

組合員資格得喪通知書

葛西用水路土地改良区
理事長 殿

受付印

土地改良法第43条第1項により通知します。

		届出年月日	令和		年	月	日
現 資 格 者	住所	〒					
	フリガナ						
	名前	⑩					
	生年月日	大・昭・平	年	月	日	性別	男・女
	電話番号						
新 資 格 者	住所	〒					
	フリガナ						
	名前	⑩					
	生年月日	大・昭・平	年	月	日	性別	男・女
	電話番号					続柄	
対 象 農 地	市町	大字	字	地番	地目	地積 (m ²)	備考

		資格得喪年月日	令和		年	月	日	
得喪の原因 (○で囲む)	1 耕作権 移転	2 所有権 移転	3 合意解約	4 交換	5 経営移譲	6 相続	7 住所変更	8 その他

- ※ 台帳面積の一部を移動する場合は、備考欄に元の台帳面積を記入して下さい。
- ※ 1筆の土地に対して何人にも移動する場合は、新資格者を別紙に作り、押印の上割り印して下さい。
- ※ 土地改良法第42条の規定に基づき、新資格者が権利義務を承継することから、上記土地に係わる滞納賦課金なども承継することになります。(詳細は、裏面をご覧下さい)
- ※ 組合費は、1月1日現在の組合員に賦課されます。
- ※ 口座振替を依頼されていた場合は口座振替が解除されますので、新たに口座振替依頼の手続きを金融機関で行って下さい。

※ 対象農地記入欄を別紙添付されるかたは、双方の割印を必ずして下さい。

経常	PL

組合員資格得喪通知書を提出される方へ

土地改良法第42条の規定に基づき、新資格者が権利義務を継承することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合については、滞納金も継承する事になります。

※ 詳細については、葛西用水路土地改良区までお問い合わせ下さい。

《お問い合わせ先電話番号》 0480(47)3811

第42条（権利義務の承継及び決済）

土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の継承又は第3条第2項の規定による交替によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

2 土地改良区の組合員が、組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合において、前項の承継又は第3条第2項の規定による交替がないときは、その者及び土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない。

第43条（組合員の資格得喪の通知義務）

土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨を土地改良区に通知しなければならない。

2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもって第三者に対抗することができない。